

## 第6章

## 計画の推進にあたって

---



## 第6章 計画の推進にあたって

### 1 保健・医療・福祉の連携

高齢者の多様なニーズに対応し、適切なサービスと支援を提供するために、保健・医療・福祉の連携が重要です。地域包括支援センター（おとしより相談センター）を中心に、地域ケア会議を開催するとともに、地域包括支援センターブランチ（東部相談支援センター・西部相談支援センター）においても、担当区域別の小地域ケア会議を開催します。

また、ケアマネジャーについては、保健・医療・福祉の担当者によるサービス担当者会議を実施し、サービスの調整を行います。

居宅介護支援事業者、介護保険施設及び居宅サービス事業者等との連携を図り、質の高い適切なケアマネジメントを行うことができるよう、関係機関相互の情報交換や連絡調整のためのネットワークの整備など、必要な体制を構築します。

### 2 行政内部の関係部局との連携

福祉課はもちろん、関係部署、関係各課と資料の提供や情報交換等、緊密な連携を図り、各課の分担業務を明確化し、責任体制を整備します。

また、関連計画及び施策との連携・調整を図り、高齢者施策を総合的に推進します。

### 3 地域の関係機関・団体との連携

住民との協働による、共に支えあうサービスの展開を推進するため、社会福祉協議会をはじめ民生委員・児童委員、各種ボランティア団体、自治会、老人クラブ、女性会などとの連携の強化を図ります。

## 4 サービスの提供体制の整備

### (1) 総合相談体制の充実

町の相談機関として地域包括支援センター、地域包括支援センターブランチにおいて、住民の総合的な相談に対応し、専門的な相談については、保健所、介護予防研修相談センター等の県の相談機関との連携を図ります。

### (2) 情報提供体制の充実

保健福祉サービスや介護保険サービスについて、サービス内容や利用手続等をわかりやすく紹介するため、パンフレットの作成や保健師等による訪問活動、各地域に出向いて出前講座を行うなど普及啓発を図ります。

また、利用者が必要とする各種サービス情報を入手しやすいよう、病院、地域包括支援センター等の関係機関が相互に連携し、保健・医療・福祉の情報を一元的に提供できる体制づくりを進めます。

### (3) 医療機関等との連携

医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携し、高齢者に対する生活の質（QOL）を向上する対策を積極的に推進します。

### (4) 人材の育成・確保

ケアマネジャー、ホームヘルパー、社会福祉士、保健師、看護師、栄養士、理学療法士、作業療法士等の専門職が、行政だけでなく、介護サービスを提供する事業者にも広く配置されるよう、県との連携のもと、人材の育成・確保に努めます。

また、県や関係機関との協力を密にし、研修会の開催や情報の共有化を図り、これら専門職の質の向上に努めます。

民間の事業者や施設に対しても、職員の処遇や養成等に関し、必要な指導・助言を行います。

さらに、地域で高齢者等を見守る取組の主役となる民生委員・児童委員、福祉委員等に研修会の実施等の支援を行います。

## (5) 介護保険事業の円滑な実施

### [1] 要介護認定

要介護認定については、30日以内に公平に認定を行う必要があります。このため、認定調査員を確保するとともに、認定の公平性を確保し、円滑な運営を図ります。

#### 調査員の質の向上

要介護認定を適正なものとするためには、認定調査員の人員の確保を図るとともに、その職務に必要な知識と経験を持って調査に取り組むことが求められます。

このため、広島県が実施する調査員研修等を活用し、認定調査員の質の向上を図ります。

#### 主治医の意見書

主治医の意見書は、介護認定審査会で被保険者の要介護度を適正に審査・判定するために重要な役割を果たすものです。このことから、主治医が適正な記入ができるよう、町として住民に対する主治医を持つことの啓発と同時に、医師会等の関係団体に協力を求めています。

#### 介護認定審査会

介護保険制度について町民の理解と協力を得るためには、認定審査会の審査、判定に基づく要介護認定が客観的かつ公平・公正に行われなければなりません。

このため、審査会の運営にあたっては、審査・判定について疑義が生じることのないよう、保健・医療・福祉分野の専門家でバランスよく構成するとともに、適正な審査会の運営が保たれるよう支援を行います。

#### 苦情への対応

認定審査に対する問い合わせや苦情に対し、手続きに関する説明や認定審査結果に対する説明をわかりやすく行います。

[ 2 ] 相談・苦情処理体制の整備

介護保険制度における訪問調査・要介護認定結果やサービス内容等に対する相談や苦情に対応し、被保険者である住民と直に接する機関として、町の相談・苦情処理体制の充実を図ります。

また、広島県の介護保険審査会や国民健康保険団体連合会等とも連携し、円滑な運営を図ります。

[ 図 ] 相談・苦情処理の流れ

